

目 次

＜採用された場合＞	(頁)
1 資格取得について	
Q 1 臨時的任用職員の任用が終了した後、数日空いて、新たな任用が開始する予定 です。共済組合の資格は継続しますか。 5
＜扶養家族を認定等する場合＞	
2 被扶養者の認定等（一般認定、特別認定、継続認定）について	
Q 2 被扶養者の認定の種類について教えてください。 5
Q 3 被扶養者の認定要件を教えてください。 5
Q 4 認定の手続きに必要な書類を教えてください。 6
Q 5 被扶養者申告書に個人番号（マイナンバー）の欄がありますが、すぐに番号が わかりません。認定を急いでいるのですが、どうしたらよいですか。 6
Q 6 マイナンバーの記載がある書類の送付方法について教えてください。 6
Q 7 配偶者が3月31日に退職し、組合員の被扶養者として認定を受けるため、被 扶養者申告書を5月10日に所属所へ提出し同日に受理されました。認定日はい つになりますか。 6
Q 8 扶養替えを行う際、認定と取消の手続きはどちらを先に行いますか。 7
Q 9 別居の義母の収入は遺族年金120万円で、他に扶養する者がいないため、被扶 養者として認定できますか。 7
Q 10 同居の子がアルバイトをしています。収入は5万円程度の月もあれば、11万円 を超える月もあります。認定できますか。 7
Q 11 子のアルバイト収入が超過したため認定が取り消しとなりましたが、今後アル バイトの日数を減らす予定です。再度認定できますか。 7
Q 12 配偶者に事業収入があり、確定申告では税控除後の額が130万円未満ですが、 認定できますか。 7
Q 13 同居の子を被扶養者として認定していますが、民間で勤めている配偶者の収入 が組合員の収入より多くなりました。引き続き認定できますか。 7
Q 14 別居の子は毎月9万円程度のアルバイトをしています。組合員から生活費とし ての送金（仕送り）はしていませんが、認定できますか。 8
Q 15 別居している母の収入は、父の遺族年金138万円のみです。組合員には兄弟が いないため他の扶養義務者はいません。組合員は母に毎月6万円（年額72万円） 送金をしています。母を認定できますか。 8
Q 16 同居している父は、厚生年金・基礎年金120万円の収入の他、アルバイトを月 7万円程度しています。父を認定できますか。 8
Q 17 老齢厚生年金100万円を受給している同居の母が65歳になり、基礎年金50万 円を受給するようになったため、扶養手当の支給が終了しました。年金額は180 万円を超えていないため、引き続き認定する手続きを教えてください。 8

- [Q18](#) 別居している子の年齢が22歳になり、扶養手当の支給が3月で終了しましたが、学生で収入がないため引き続き認定する手続きを教えてください。… 8
- [Q19](#) 定年退職し、4月から引き続きフルタイム再任用となったため、配偶者の扶養手当の支給が3月で終了しました。配偶者のパート収入は限度額を超えていないため、引き続き認定する手続きを教えてください。… 9
- [Q20](#) フルタイム再任用が3月で終わり、4月から臨時的任用職員となったため、配偶者の扶養手当の支給が開始しました。手続きを教えてください。… 9
- [Q21](#) 令和2年4月から被扶養者の認定要件に「国内居住要件」が追加されましたが、住民票が国内にない場合、特例で認定できますか。… 9
- [Q22](#) 25歳になる子（特別認定）が4月1日に就職したため、被扶養者の取消手続きをおこないたいのですが、提出書類は何ですか。… 9
- [Q23](#) 被扶養者の取消を行う際、被扶養者証はいつ返せばいいですか。… 10

＜医療機関等を受診した場合＞

3 療養費について

- [Q24](#) 共済組合から組合員証（健康保険証）が交付される前に医療機関を受診し、全額（10割）自己負担しました。7割の請求方法を教えてください。… 10
- [Q25](#) 共済組合の資格取得後に、以前加入していた健康保険の保険証を使用して医療機関を受診してしまいました。以前加入していた健康保険に7割を返還しましたが、共済組合に7割を請求する方法を教えてください。… 10
- [Q26](#) 整形外科で治療のため治療用装具の必要を指示され、業者で装具を作成し全額自己負担で購入しました。7割の請求方法を教えてください。… 10
- [Q27](#) 5歳の子が、眼科で弱視治療のため治療用眼鏡の必要を指示され、眼鏡店で5万円の治療用眼鏡を購入しました。保険の請求方法と支給額を教えてください。前回治療用眼鏡を購入したのは3年前です。… 11
- [Q28](#) 乳がん術後のリンパ浮腫で、医師の指示により弾性ストッキングを購入しました。請求に制限はありますか。… 11
- [Q29](#) 組合員期間中に治療用装具を医師の指示により採型した後に退職し、その後装着し、装具代金を支払いました。この場合でも7割の請求はできますか。… 11
- [Q30](#) 海外で医療機関を受診した場合、請求手続等の注意点を教えてください。… 12
- [Q31](#) 病院へ支払いをした金額から高額療養費がいくら戻ってくるかを教えてください。… 12

4 限度額適用認定証について

- [Q32](#) 病院から「高額療養費免除の書類を発行して持参してください。」と言われましたがどのような手続きが必要ですか。… 12
- [Q33](#) 公立学校共済組合限度額適用認定申請書（給付様式第4-4号）に記入する標準

報酬月額が分かりませんがどうしたらよいですか。	12
Q34 退院後に限度額適用認定証の申請は必要でしょうか。	12
Q35 認定証は返納しますか。また治療が早期に終了し期間が残っている認定証はどうすればいいですか。	13
Q36 入院予定が決まっているので予め認定証が欲しい場合はどのようにしたらよいですか。	13

5 医療証の手続きについて

Q37 市区町村の医療証が更新（延長）するたびに、共済組合へ提出が必要ですか。	13
---	-------	----

6 医療費通知について

Q38 医療費の通知と領収書の金額が違うのはなぜでしょうか。また再交付はできるのでしょうか。	14
--	-------	----

<休職等した場合>

7 出産費・出産手当金について

Q39 在職期間中に出産した場合と退職後に出産した場合の請求の違いは何ですか。	14
Q40 臨時的任用職員が出産後に退職する場合の給付金はありますか。	15

8 育児休業手当金について

Q41 育児休業手当金請求対象者について教えてください。	15
Q42 育児休業手当金給付額算出方法について教えてください。	15
Q43 育児休業手当金請求日について教えてください。	16
Q44 育児休業手当金の請求手続きについて教えてください。	16
Q45 1歳誕生日以降請求対象者(ア)に該当していたが、申込取下げ、入園辞退を行った場合について教えてください。	17
Q46 市区町村長が発行した、子が1歳誕生日の日から、保育所で保育が行われていない事実を証明する書類は、いつの書類が必要になりますか。	18

9 介護休業手当金について

Q47 介護休業手当金が給付されるまでの流れを教えてください。	18
Q48 介護休業（休暇）を半日または時間単位で取得した場合も支給の対象となりますか。	19
Q49 2週間未満の期間について介護欠勤の承認を受けている場合は支給の対象となりますか。	19
Q50 令和2年4月1日～令和2年7月31日まで介護休業（休暇）を取得しました。この場合、支給期間はどのようになりますか。	19

- [Q51](#) 請求は介護休業（休暇）が終了しないとできないのですか。 …… 19
- [Q52](#) 2週間以上の期間について介護休業（休暇）を取得していたが、介護休業（休暇）が2週間以上になる前に要介護者が死亡した場合等により、結果的に介護休業（休暇）の期間が2週間未満となった場合は支給の対象となりますか。 …… 20

10 傷病手当金について

- [Q53](#) 有給休職（8割）になりました。傷病手当金を請求する前に何か準備することはありませんか。 …… 20

<災害にあった場合>

11 災害見舞金について

- [Q54](#) どの程度の損害から給付対象になりますか。 …… 20
- [Q55](#) 1つの住居に組合員が複数人住んでいる場合はどうなりますか。 …… 20
- [Q56](#) Q55の場合、家財の対象物はどうなりますか。 …… 20
- [Q57](#) 賃貸物件に住んでいる場合は対象になりますか。 …… 21
- [Q58](#) 被扶養者が別居している場合はどうなりますか。 …… 21

<交通事故等の場合>

12 第三者加害行為について

- [Q59](#) 休日に運転をしていて、相手のいる事故を起こし、怪我をしたので保険証を使用して医療機関に受診したいのですが、使っていないのでしょうか。 …… 21

<退職する場合>

13 退職後の医療保険について

- [Q60](#) 退職後加入可能な医療保険制度について教えてください。 …… 21
- [Q61](#) 退職後の医療保険は任意継続保険、国民健康保険のどちらに加入するほうが良いのか教えてください。 …… 21

<組合員が死亡した場合>

14 埋葬料及び遺族の手続きについて

- [Q62](#) 組合員死亡時、配偶者が喪主となって葬儀を行い、子（被扶養者）がいます。この場合、埋葬料の受給権者は誰になりますか。 …… 22
- [Q63](#) 今まで短期給付金を支給されていましたが、組合員が亡くなった後は支給されなくなりますか。 …… 22

【資料1】 限度額適用認定証を申請する方へ

【資料2】 退職後の医療保険（健康保険）制度フローチャート

<採用された場合>

1 資格取得について

Q 1 臨時的任用職員の任用が終了した後、数日空いて、新たな任用が開始する予定です。共済組合の資格は継続しますか。

A 1 組合員資格を継続する空白期間については、任用終了時点で任命権者と組合員の間で、次の任用予定が明らかに認められる場合に限り組合員資格を継続するものであるため、資格が継続するかどうかについては、各任命権者へお問い合わせください。

<（参考）組合員資格を継続する「空白期間等」>

任用期間の終了日と新たな任用期間の開始日の間に生じた 31 日以内の空白期間等。ただし、一月の任用期間等が 1 日以上ない場合を除く（1 月間勤務日が 1 日もない場合）。

<扶養家族を認定等する場合>

2 被扶養者の認定等（一般認定、特別認定、継続認定）について

Q 2 被扶養者の認定の種類について教えてください。

A 2 認定の種類は、次の 3 つになります。

- (1) 一般認定は、給与条例上の扶養親族として認定されている（扶養手当が支給されている）者の認定
- (2) 特別認定は、(1)以外の者の認定
- (3) 継続認定は、(1)の者が(2)、または、(2)の者が(1)となった場合の認定

いずれの認定の場合も、次の「A 3」を満たしていることが要件で、認定事由に沿った申請書類が必要です。

なお、申請書類の日付（申請日、所属所文書受付日、申立日等）は、事由発生日以降の日付で、事由発生日以降速やかに提出してください。

Q 3 被扶養者の認定要件を教えてください。

A 3 被扶養者とは 75 歳（後期高齢者）未満の者で、認定要件は次の 3 つになります。

(1) 組合員との身分関係

3 親等内の親族で、配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫以外は同居が要件です。

(2) 被扶養者の収入

所得税法上の所得ではなく、恒常的な収入の総額を指します。年額とは、1月から12月の1年や4月から3月の年度で見るとはならず、常に向こう1年の収入で見ます。

ア 60歳未満の者と、60歳以上で公的年金（障害年金を除く）を受給していない者は、収入が年額130万円（月額108,334円、日額3,612円）未満

イ 60歳以上で公的年金を受給している者と、障害年金を受給している者は、年金等の合計が年額180万円（月額15万円、日額5,000円）未満

(3) 組合員との生計維持関係

組合員が主たる生計維持者であることが要件です。

ア 組合員の他に扶養義務者がいる場合

- ・組合員の収入が、他の扶養義務者の収入より多いこと
- ・組合員以外の者が、被扶養者の扶養手当等を受けていないこと

イ 被扶養者と別居の場合

- ・被扶養者に一定額の送金をしていること（「A15」参照）

Q4 認定の手続きに必要な書類を教えてください。

A4 被扶養者申告書（給付様式第2-1号）に、認定事由に応じて必要な書類を添付してください。添付書類については、令和2年3月2日付け「組合員資格の取得・喪失等に係る事務手続きについて」で通知している、「被扶養者として認定する場合の提出一覧」（別紙A、別紙C）、またはホームページで確認してください。

20歳以上60歳未満の配偶者の認定時には、「国民年金第3号被保険者関係届」（給付様式第2-2号）と「配偶者の基礎年金番号の写し」を併せて提出してください。

Q5 被扶養者申告書に個人番号（マイナンバー）の欄がありますが、すぐに番号がわかりません。認定を急いでいるのですが、どうしたらよいですか。

A5 書類提出時に個人番号がわからない場合は、被扶養者の申告を優先して、後日「個人番号記入様式（登録・訂正）」（給付様式第12-1号）を必ず提出してください。個人番号は、通知カード、個人番号カード、住民票等で確認できます。

Q6 マイナンバーの記載がある書類の送付方法について教えてください。

A6 マイナンバーの記載がある書類は、簡易書留または市メールや逡送の特別便等、個人情報の取り扱いができる送付方法で提出してください。

Q7 配偶者が3月31日に退職し、組合員の被扶養者として認定を受けるため、被扶養者申告書を5月10日に所属所へ提出し同日に受理されました。認定日はいつになりますか。

A 7 5月10日になります。申告書の提出が事由発生日（退職日の翌日）から30日を過ぎているため、所属所の受理した日が認定日となります（地方公務員等共済組合法第55条第2項参照）。事由発生日から30日以内に所属所が受理した場合は、退職日の翌日が認定日となります。

なお、認定後、雇用（失業）保険が支給され、日額の限度額（3,612円）を超えた場合、基本手当の給付日数に関わらず支給開始日から取消となります。

Q 8 扶養替えを行う際、認定と取消の手続きはどちらを先に行いますか。

A 8 相手方も公立学校共済組合神奈川支部の組合員である場合は、認定の手続きを先に行い、認定された日で取消します。国民健康保険や他の健康保険組合では取消を先に行う場合があるため、取消の翌日から認定される（資格の空白期間を作らない）ように注意が必要です。

Q 9 別居の義母の収入は遺族年金120万円で、他に扶養する者がいないため、被扶養者として認定できますか。

A 9 義母の認定は「組合員と同居であること」が要件であるため、収入が限度額未満であっても認定できません。

Q 10 同居の子がアルバイトをしています。収入は5万円程度の月もあれば、11万円を超える月もあります。認定できますか。

A 10 アルバイトのように収入が不安定な場合は、収入が3か月連続して月額限度額（108,334円）を超えなければ、年額の限度額（130万円）を超えるまでの期間は認定できます。

なお、収入とは、税控除前の額で、交通費等を含む総支給額を指します。

Q 11 子のアルバイト収入が超過したため認定が取り消しとなりましたが、今後アルバイトの日数を減らす予定です。再度認定できますか。

A 11 3か月連続して月額限度額（108,334円）を超えなければ、4か月目から認定できます。ただし、今後1年の収入増加が予測され、年額の限度額（130万円）を超えることが見込まれる場合は認定できません。

Q 12 配偶者に事業収入があり、確定申告では税控除後の額が130万円未満ですが、認定できますか。

A 12 被扶養者の収入として控除できる額が所得税法上の必要経費と異なるため、認定できるとは限りません。

Q 13 同居の子を被扶養者として認定していますが、民間で勤めている配偶者の収入が組合員の収入より多くなりました。引き続き認定できますか。

A13 子の認定の場合の扶養義務者は、子の両親となります。配偶者の収入が組合員の収入より多くなった場合は、原則、組合員の被扶養者としては認定できないため、扶養替え（取消）の手続きを行ってください。

ただし、配偶者に扶養手当が支給されない場合で、収入の差（双方の年間収入の差額の、年間収入の多い者のその額に対する割合）が1割以内である場合や、配偶者も公立学校共済組合神奈川支部の組合員である場合は、扶養替えをする必要はありません。

Q14 別居の子は毎月9万円程度のアルバイトをしています。組合員から生活費としての送金（仕送り）はしていませんが、認定できますか。

A14 収入が月額限度額（108,334円）を超えていませんが、組合員から生活費として送金がない場合は、生計維持関係を認められないため認定できません。

Q15 別居している母の収入は、父の遺族年金138万円のみです。組合員には兄弟がいなかったため他の扶養義務者はいません。組合員は母に毎月6万円（年額72万円）送金をしています。母を認定できますか。

A15 送金の基準額は、被扶養者の収入額（扶養義務者からの送金等含む）に占める組合員からの送金額の割合が1/3以上です。この場合は、 $(138 \text{万円} + 72 \text{万円}) \div 3 = 70 \text{万円} < 72 \text{万円}$ であることから認定できます。

Q16 同居している父は、厚生年金・基礎年金120万円の収入の他、アルバイトを月7万円程度しています。父を認定できますか。

A16 公的年金受給者は、年額の限度額（180万円）を超えなければ認定できますが、月々のアルバイト収入がある場合は、180万円から年金額を控除した額を12カ月で割った額未満であるか確認します。この場合は、 $(180 \text{万円} - 120 \text{万円}) \div 12 \text{か月} = 5 \text{万円} < 7 \text{万円}$ となるため認定できません。

Q17 老齢厚生年金100万円を受給している同居の母が65歳になり、基礎年金50万円を受給するようになったため、扶養手当の支給が終了しました。年金額は180万円を超えていないため、引き続き認定する手続きを教えてください。

A17 認定を継続する場合は、継続認定（一般認定→特別認定）の手続きが必要です。基礎年金の支給決定通知書（改定通知書）の通知日から特別認定となります。申告書にいつまで扶養手当支給されていたか、給与事務担当者の印が必要です。

Q18 別居している子の年齢が22歳になり、扶養手当の支給が3月で終了しましたが、学生で収入がないため引き続き認定する手続きを教えてください。

A18 認定を継続する場合は、継続認定（一般認定→特別認定）の手続きが必要ですが、4月の手続きは不要です。その年の秋に行われる「検認事務」で4月からの

収入状況や生計維持関係を遡って確認しますので、子の収入を確認する給与明細書や、生計維持関係をj確認する送金の証明書類等を保管しておいてください。

Q19 定年退職し、4月から引き続きフルタイム再任用となったため、配偶者の扶養手当の支給が3月で終了しました。配偶者のパート収入は限度額を超えていないため、引き続き認定する手続きを教えてください。

A19 認定を継続する場合は、継続認定（一般認定→特別認定）の手続きが必要ですが、4月の手続きは不要です。その年の秋に行われる「検認事務」で4月からの収入状況や生計維持関係を遡って確認しますので、配偶者の収入を確認する給与明細書や年金通知書等を保管しておいてください。

Q20 フルタイム再任用が3月で終わり、4月から臨時的任用職員となったため、配偶者の扶養手当の支給が開始しました。手続きを教えてください。

A20 継続認定（特別認定→一般認定）の手続きが必要です。

Q21 令和2年4月から被扶養者の認定要件に「国内居住要件」が追加されましたが、住民票が国内にない場合、特例で認定できますか。

A21 次表の①から⑤に該当する場合、特例で被扶養者として認定できます。該当する添付書類を共済組合に提出してください。

例外該当事由	添付書類
①海外において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
②海外に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書、ボランティアの参加同意書等の写し
④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者	共済組合に相談してください。 （日本国籍を有しない方で「医療滞在ビザ」や「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した場合は不可）

Q22 25歳になる子（特別認定）が4月1日に就職したため、被扶養者の取消手続きをおこないたいのですが、提出書類は何ですか。

A22 <提出書類>

- (1) 被扶養者申告書（給付様式第2-1号）
- (2) 被扶養者証（子の共済組合から発行した保険証）
- (3) 就職日のわかるもの（採用辞令の写しまたは新しい保険証の写し）
- (4) 去年の検認事務以降の収入確認ができるもの

（直近の1月～3月の給料明細書の写しまたは無収入申立書）

1月給与明細書の総支給額が、月額上限108,334円を超過している場合は、108,334円未満の月まで遡って明細書の写しを添付してください。

Q23 被扶養者の取消を行う際、被扶養者証はいつ返せばいいですか。

A23 被扶養者申告書を提出する際に返してください。

被扶養者の取消を行うと、被扶養者証は使用できません。医療機関等を受診する場合は、保険証が手続中である旨を必ず伝えてください。

被扶養者申告書を提出した後に誤って医療機関等で使用してしまった場合は、共済組合負担分の返戻等が発生することがあります。

< 医療機関等を受診した場合 >

3 療養費について

Q24 共済組合から組合員証（健康保険証）が交付される前に医療機関を受診し、全額（10割）自己負担しました。7割の請求方法を教えてください。

A24 「療養費・家族療養費請求書」（給付様式第9-1号）に、医療機関から発行される診療報酬明細書（レセプト※）と、10割で支払った領収書の原本を添付して、所属所に提出してください。請求書は、レセプトの枚数分必要です。

領収証の原本を返却希望の場合は、領収証に「返却理由、所属所、組合員証番号、組合員氏名」を記入したメモを添付してください。支給決定通知書と共に所属所に返却します。

（※）レセプトとは、患者の依頼によって医療機関から発行されるものです。会計時に領収書と一緒に発行される明細書ではありません。

Q25 共済組合の資格取得後に、以前加入していた健康保険の保険証を使用して医療機関を受診してしまいました。以前加入していた健康保険に7割を返還しましたが、共済組合に7割を請求する方法を教えてください。

A25 「療養費・家族療養費請求書」（給付様式第9-1号）に、以前加入していた健康保険が発行した診療報酬明細書（レセプト）と、返還した領収書（7割）の原本を添付して所属所に提出してください（3割で受診した領収書は提出不要です）。なお、この場合の領収書は返却できません。

Q26 整形外科で治療のため治療用装具の必要を指示され、業者で装具を作成し全額自己負担で購入しました。7割の請求方法を教えてください。

A26 「療養費・家族療養費請求書」（給付様式第9-1号）に、医師の証明書（同意書、指示書等）の原本（患者名、生年月日、傷病名、装具名、必要性、指示日、装着確認日、医療機関名、医師名、医師の押印があるもの）と、業者に支払った領収書の原本（患者名、領収日、指示した医療機関名、装具名、金額、金額の内訳、業者名、業者の押印があるもの）を添付し所属所に提出してください。領収

証の原本を返却希望の場合は、「A24」を参照してください。以前に同様の装具を購入している場合、前回の購入から一定の期間が経過していないと請求できません。装具によって期間は異なりますので、医療機関に確認してください。

なお、破損や紛失による再作成・再購入や、療養費支給基準に定められていないもの、日常生活・職業上の必要性に基づくもの・外観を整えることを目的としたもの（※）は支給対象外です。

（※）眼鏡（小児弱視等の治療用眼鏡は除く）、松葉杖、車椅子、補聴器、症状固定の義肢、美容目的の義眼、歯科矯正のマウスピース等

Q27 5歳の子が、眼科で弱視治療のため治療用眼鏡の必要を指示され、眼鏡店で5万円の治療用眼鏡を購入しました。保険の請求方法と支給額を教えてください。前回治療用眼鏡を購入したのは3年前です。

A27 「療養費・家族療養費請求書」（給付様式第9-1号）に、医師の証明書（同意書、指示書等）の原本（患者名、生年月日、年齢、傷病名、必要性、装具名、指示日、医療機関名、医師名、医師の押印があるもの）と、眼鏡店に支払った領収書の原本（患者名、領収日、装具名、金額、眼鏡店名、店印があるもの）を添付し所属所に提出してください（レシートは内容が確認できないため不可）。領収証の原本を返却希望の場合は、「A24」を参照してください。

治療用眼鏡の支給対象年齢は9歳未満です。5歳未満の場合は前回の作成（医師が指示した日）から1年以上経過していれば、5歳以上の場合には前回の作成（医師が指示した日）から2年以上経過していれば、支給対象です。

眼鏡の保険適用額の上限は、38,902円です（平成30年10月以降）。

「Q27」の場合は、子の年齢が5歳で、前回の作成から2年以上経過しているため給付対象となり、支給額は上限額38,902円の8割で31,121円です。

Q28 乳がん術後のリンパ浮腫で、医師の指示により弾性ストッキングを購入しました。請求に制限はありますか。

A28 請求方法は、「A26」と同様（指示書の装着確認日は不要）です。

弾性ストッキングは、前回の購入（医師が指示した日）から半年以上経過していれば支給対象です。1回の支給につき2足まで、金額の上限は、両足の場合1足28,000円、片足25,000円です（限度額は変更になる場合があります。）。

Q29 組合員期間中に治療用装具を医師の指示により採型した後に退職し、その後装着し、装具代金を支払いました。この場合でも7割の請求はできますか。

A29 資格喪失後に装具の代金を支払った場合でも、事由発生日（医師の指示日）に組合員資格があれば請求できます。

Q30 海外で医療機関を受診した場合、請求手続等の注意点を教えてください。

A30 請求には、「療養費・家族療養費請求書」（給付様式第9-2号）、同意書、署名押印、様式A（医科）または様式C（歯科）、様式B、領収書の原本（邦訳付き）、パスポートの写し等受診日に海外にいたことわかる書類が必要です。様式A～Cについては、現地の医師が記入しますので、あらかじめ準備して受診してください。領収証の原本を返却希望の場合は、「A24」を参照してください。

なお、療養を目的とした渡航診療の場合は支給対象外です。

支給額は、海外で支払った費用を共済組合で支給決定する日の交換レートで日本円に換算した額と、同様の治療を日本の健康保険制度に置き換えて算定した額、いずれか低い額の7割または8割です。海外の治療や投薬は日本の保険に該当しない場合もあり、実際に支払った額より相当少ない支給額になることもあります。

Q31 病院へ支払いをした金額から高額療養費がいくら戻ってくるかを教えてください。

A31 申し訳ございませんが、返答できません。

高額療養費等は保険適用の金額のみ対象となっています。組合員がお支払いした金額には保険適用外の金額も含まれている場合があり、医療機関等からの請求があるまでは計算ができません。給付金決定通知書で確認してください。

4 限度額適用認定証について

Q32 病院から「高額療養費免除の書類を発行して持参してください。」と言われましたがどのような手続きが必要ですか。

A32 【資料1】「限度額適用認定証を申請する方へ」をご覧ください。

Q33 公立学校共済組合限度額適用認定申請書（給付様式第4-4号）に記入する標準報酬月額が分かりませんがどうしたらよいですか。

A33 不明な場合は空欄でも構いません。

Q34 退院後に限度額適用認定証の申請は必要でしょうか。

A34

(1) 会計が済んでいる場合

→申請の必要はありません。

認定証を提出せずに医療機関等を受診し、高額療養費に該当した場合は、後日自動的に給付します。給付の通知は「給付金決定通知書」をもってお知らせします。（最短で3ヶ月後）

(2) 会計が済んでいない場合

→入院等費用の支払期日を病院へ確認してください。支払期日までに期間がある

場合は、限度額適用認定証の申請を行い、発行された認定証を会計時に提示してください。医療機関等での1ヵ月の窓口での支払いが自己負担限度額までとなり窓口での支払額が軽減されます。

なお、限度額適用認定証の申請を行わず、入院等費用の支払いをして給付金の支給をお待ちいただくこともできます（この場合は手続き不要です）。

Q35 認定証は返納しますか。また治療が早期に終了し期間が残っている認定証はどうすればいいですか。

A35 認定証は組合員証同様に返納が必要となります。所属所経由若しくは直接共済組合へ送付してください。所属所・自宅等で処分しないでください。

なお、期間終了までお持ちいただいても構いません。

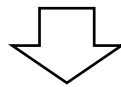
Q36 入院予定が決まっているので予め認定証が欲しい場合はどのようにしたらよいですか。

A36 原則、申請期間の始期一月前から受け付けてます。予め発行を依頼したい場合は申請期間の始期を早め、入院期間が収まるよう記入してください。

最長一年間発行できます。

例) 申請月：9月 入院予定月：12月

入院期間	R2年12月31日から 年 月 日まで・(未定)
申請期間	R2年12月から R3年11月まで
上記のとおり公立学校共済組限度額適用認定証の交付を申請します。	
公立学校共済組合神奈川支部長 殿	
令和2年9月20日	
組合員氏名	神奈川 一郎 (神奈川)



入院期間	R2年12月31日から 年 月 日まで・(未定)
申請期間	R2年9月から R3年8月まで
上記のとおり公立学校共済組限度額適用認定証の交付を申請します。	
公立学校共済組合神奈川支部長 殿	
令和2年9月20日	
組合員氏名	神奈川 一郎 (神奈川)

5 市区町村の医療証について

Q37 市区町村の医療証が更新(延長)するたびに、共済組合へ提出が必要ですか。

A37 必要です。居住している市区町村から医療費の助成を受けている期間は、共済組合の附加給付等は支給しないため、医療証が発行されている方は、次の書類を提出してください。

また、手続きが遅れたことにより附加金等が支給された場合は、給付金を返還していただきます。

＜提出書類＞

- (1) 市区町村による医療費助成受給の（開始・停止・延長）届出書（給付様式第 8-1 号）
- (2) 医療証の写し

6 医療費通知について

Q38 医療費の通知と領収書の金額が違うのはなぜでしょうか。再交付はできるのでしょうか。

A38 共済組合が発行する医療費通知は円単位まで記載があり、医療機関が発行する領収書は、10 円単位（四捨五入）することとなっています。平成 29 年分から医療費控除で「医療費通知」を利用することができるようになり、「医療費通知」に記載された負担額と実際の負担額が異なる場合については、いずれの金額を用いてもよいとされています。

また、医療費通知の再交付は可能です。ただし、形式は異なります。

再交付を希望する場合は、「医療費のお知らせ」発行願（給付様式第 12-3 号）を提出してください。

＜休職等した場合＞

7 出産費について

Q39 在職期間中に出産した場合と退職後に出産した場合の請求の違いは何ですか。

A39 在職期間中に出産（※）した場合は、出産費 42 万円（多胎の場合は、産児ごとに 1 回の出産があったものとして支給）と出産費附加金 5 万円が請求できます。併せて 47 万円の請求ができます。（産科医療保障制度に加入する医療機関等の場合）

退職後 6 カ月以内の期間で出産した場合は、出産費 42 万円の請求ができます。ただし、出産費附加金はありません。

（※）受胎から分娩までの 280 日の標準認数を 10 等分してきめられる妊娠月数 4 月目（85 日）に入った以後における分娩をいう。

8 出産手当金について

Q40 臨時的任用職員が出産後に退職する場合の給付金がありますか。

- A40 各給与支給機関により産前産後休暇時が有給か無給かにより異なります。
共済組合では、産前産後期間の給料が一部または全額支給されなかった場合に出産手当金の請求ができます。
請求できる期間は、出産予定日から前 42 日が在職期間にかかっていることが必要です。出産日の翌日から 56 日のうち土日曜日を除いた期間が請求できます。

9 育児休業手当金について

Q41 育児休業手当金請求対象者について教えてください。

- A41 育児休業取得した組合員（父母共に支給されます。）
※ 育児休業に係る子が1歳誕生日以降は総務省令で定める延長要件を満たしている場合に限る。（A44 2(1)参照）
※ 育児休業に係る子が2歳以降の場合は対象外

Q42 育児休業手当金給付額算出方法について教えてください。

- A42 次の式のとおり算出してください。

$$\text{標準報酬日額}^{\ast 1} \times \text{給付率}^{\ast 2} = \text{給付日額}^{\ast 3}$$
$$\text{給付日額} \times \text{支給対象日}^{\ast 4} \text{数} = \text{給付月額}$$

- ※1 標準報酬日額：標準報酬月額×1／22（10円未満四捨五入）
※2 給付率：育児休業を取得した期間 180日まで 67%
育児休業を取得した期間 181日以降 50%
※3 給付日額：給付上限相当額を上回る場合は給付上限額^{※5}
※4 支給対象日：正規の勤務日（祝休日及び12月29日～翌年1月3日含む）
なお、週休日が土日以外の職員の場合は、週休日を土日とみなし支給します。
※5 給付上限相当額

対象期間	給付上限相当額 (給付率67%)	給付上限相当額 (給付率50%)
平成30年8月から平成31年3月17日まで	13,695円	10,220円
平成31年3月18日から令和元年7月まで	13,713円	10,234円
令和元年8月から令和2年7月まで	13,832円	10,322円
令和2年8月以降	13,896円	10,370円

Q43 育児休業手当金請求日について教えてください。

A43 育児休業手当金の請求は、育児休業取得時～、1歳誕生日～、1歳半の日～、1歳誕生日以降の4月1日～、の請求が必要になります。(すべて事由発生日以降に請求が可能となります)

<事由発生日>

- (1) 1歳までの請求…育児休業取得初日
- (2) 1歳誕生日以降の請求
- | | | |
|--|---|--------------|
| | ア | 1歳の誕生日 |
| | イ | 1歳半の日 |
| | ウ | 1歳誕生日以降の4月1日 |

※ 上記ウは、アとイの間に請求する場合あり

Q44 育児休業手当金の請求手続きについて教えてください。

A44

1 1歳までの請求手続き

(1) 請求期間

育児休業開始日から、休業に係る子の1歳誕生日前日まで支給されます(育児休業期間が1歳誕生日前日以前の場合は、育児休業終了日までとする。)

(2) 提出書類

ア 育児休業手当金請求書

イ 所属所長の原本証明がある当該育児休業を承認された全期間の通知(辞令・育児休業承認通知等)

※ 原本証明の内容：「この写しは原本と相違ないことを証明します。

日付、所属所名、所属所長名、所属所長公印」

※ 育児休業期間については、取得当初から3年間の休業期間があっても、保育所入所の希望がないとは判断しません。(辞令等を請求期間ごとに取り得する必要はありません。)

2 1歳誕生日以降の請求手続き

(1) 対象者

次のア、イ、ウに該当する者。

ア 育児休業に係る子について、誕生日前日までに、少なくとも1歳誕生日を保育所入所希望日として、市区町村に保育の申込を行い、子が1歳誕生日の日から常に保育の実施が行われない場合。

イ 1歳誕生日以降の期間について、常態として育児休業に係る子の養育を行う予定であった配偶者が、次の*のいずれかに該当した場合。(1歳に達する日後の期間について配偶者が養育を行う予定のため、1歳誕生日以降の育児休業が承認されている方は対象外となります。)

* 死亡、身体上・精神上の障害、離婚、6週以内に出産予定、産後8週間未満

- ウ 組合員の配偶者が、子が1歳誕生日以前において育児休業を取得している場合（※パパ・ママ育休プラス）
※育児休業に係る子が1歳2カ月になる前日までの期間の1年間（産前産後休業含む）給付金の請求ができます。

(2) 提出書類

ア (1)アに該当する者

- a 育児休業手当金請求書
- b 所属所長の原本証明のある当該育児休業を承認された全期間の通知（辞令・育児休業承認通知等）

※ 育児休業期間については、取得当初から3年間の休業期間があっても、保育所入所の希望がないとは判断しません。（辞令等を請求期間ごとに取得する必要はありません。）

- c 市区町村長が発行した、子が1歳誕生日の日から、保育所で保育が行われていない事実を証明する書類（原本）

イ (1)イに該当する者

- a 育児休業手当金請求書
- b 所属所長の原本証明のある当該育児休業を承認された全期間の通知（辞令・育児休業承認通知等）

- c 母子手帳の写し+事実を証明する書類

※ 状況を確認しますので給付グループまでお問合せください。

ウ (1)ウに該当する者

- a 育児休業手当金請求書
- b 所属所長の原本証明のある当該育児休業を承認された全期間の通知（辞令・育児休業承認通知等）
- c 配偶者であることの確認ができる世帯全員について記載されている住民票の写し
- d 配偶者の当該子に係る育児休業を取得していることの確認のできる書類

3 留意事項等

2-(1)ア、イともに1歳誕生日以降常に継続して、実態（保育所入所希望しているが、保育の実施が行われなかったまたは、養育を行う予定であった配偶者が*に該当する）が続く限り最大2歳誕生日前日までが対象となりますが、実態がなくなり次第対象外となります。

Q45 1歳誕生日以降請求対象者(ア)に該当していたが、申込取下げ、入園辞退を行った場合について教えてください。

A45 申込取下げ、入園辞退を行った場合は、保育所の利用を希望していない者となり、延長要件を満たさなくなりますので、育児休業手当金期間変更請求書（給

付様式第 10-6 号) により請求期間の短縮手続きを行ってください。

※ 1 歳誕生日以降、常に保育所利用希望があり審査されていないと対象とはなりません。

Q46 市区町村長が発行した、子が 1 歳誕生日の日から、保育所で保育が行われていない事実を証明する書類は、いつの書類が必要になりますか

A46 次の事由発生日の事実を証明する書類を添付してください。

1 歳誕生日以前に保育所の利用の希望（利用の申込を行い）があり、1 歳誕生日以降継続して、請求時（現在）まで保育所の利用が実施されていないことが証明されている証明書であれば発行日はいつの日付でも問題ありません。）

10 介護手当金について

Q47 介護休業手当金が給付されるまでの流れを教えてください。

A47 次のいずれかに該当する者が負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があり、その者の介護のために介護休業（休暇）を取得する場合に請求できます。

- (1) 配偶者（事実婚を含む。）
- (2) 父母（配偶者の父母を含む。）
- (3) 子
- (4) 祖父母
- (5) 孫
- (6) 兄弟姉妹

ただし、次の者は組合員と同居が条件となります。

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

<支給期間>

該当する要介護者が介護を必要とする一に継続する状態ごとに、介護休業の日数を通算して 66 日間*（週休日等を除く。）

※ 介護休業を中断した場合の期間や、介護休業が承認されている期間において実際に出勤したために介護休業手当金の給付対象とならない日は含まれません。

<請求に必要な書類>

- (1) 介護休業手当金請求書（給付様式第 10-4 号）（所属所の受付印があるもの）

- (2) 給与明細書（写し）
- (3) 出勤簿（写し）（所属所長の原本証明があるもの）
- (4) 介護休暇申請簿（写し）（所属所長の原本証明があるもの）

ただし、管理事務トータルシステムでサービス管理を行っている所属（神奈川県機関）では、システムから出力した出勤簿、介護休暇申請簿を原本として扱うため、(3)、(4)については所属所長の原本証明は不要です。

Q48 介護休業（休暇）を半日または時間単位で取得した場合も支給の対象となりますか。

A48 介護休業手当金は1日を単位として支給するものであることから、半日及び時間単位での介護休暇取得の場合は支給の対象となりません。

Q49 2週間未満の期間について介護欠勤の承認を受けている場合は支給の対象となりますか。

A49 介護欠勤の場合は支給の対象になりません。

Q50 令和2年4月1日～令和2年7月31日まで介護休業（休暇）を取得しました。この場合、支給期間はどのようになりますか。

A50 介護休業（休暇）の日数が、令和2年7月7日で通算して66日に達するため、支給期間は令和2年4月1日～令和2年7月7日となります。

介護休業（休暇）の支給対象となる日とは、正規の勤務日（土・日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日）で、介護休業（休暇）により給料の減額を受けた日をいいます。

《令和2年4月1日～令和2年7月31日介護休業（休暇）を取得した場合の支給期間と給付日数》

令和2年4月							令和2年5月							令和2年6月							令和2年7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	8	4	8	8	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				26	27	28	29	30	31		
							31																				

給付日数：21日

給付日数：18日

給付日数：22日

給付日数：5日

■：給付対象日 ☒：祝日等

※令和2年7月8日以降は介護休業（休暇）を取得していても支給対象外

Q51 請求は介護休業（休暇）が終了しないとできないのですか。

A51 各月単位で支給手続きを行うため、各月ごとの請求や、介護休業（休暇）終了後にまとめて請求ができます。

ただし、まとめて請求される場合は、事由発生日から2年以内（消滅時効の期間内）に請求してください。

Q52 2週間以上の期間について介護休業（休暇）を取得していたが、介護休業（休暇）が2週間以上になる前に要介護者が死亡した場合等により、結果的に介護休業（休暇）の期間が2週間未満となった場合は支給の対象となりますか。

A52 要介護者が死亡した日等までは支給の対象となります。

※ 同居要件の対象者が2週間未満で別居となった場合も同居であった期間については支給の対象となります。

11 傷病手当金について

Q53 有給休職（8割）になりました。傷病手当金を請求する前に何か準備することはありますか。

A53 標準報酬制への移行に伴い、有給休職（8割）中であっても「傷病手当金の日額」が「給料日額」を上回る場合は、給与が支給されていても傷病手当金が支給される場合があります。

そのため、有給休職中の組合員がいる場合は、次の書類を給付グループにお送りいただき、支給期間の確認をさせていただきます。

<提出書類>

- (1) 辞令の写し（現在発令されている辞令のすべて）
- (2) 有給休職（8割）に入る直前の給料が全額出ている月の給与明細書と有給休職（8割）に入った月の給与明細書とそれ以降の8割支給の給料明細書の写し
- (3) 余白に担当者氏名及び所属の電話番号の記入をお願いします。

<災害にあった場合>

12 災害見舞金について

Q54 どの程度の損害から給付対象になりますか。

A54 住居又は家財全体の1/3以上の損害があると認められた場合支給されます。

Q55 1つの住居に組合員が複数人住んでいる場合はどうなりますか。

A55 各組合員に、それぞれ災害見舞金が支給されます。

Q56 Q55の場合、家財の対象物はどうなりますか。

A56 対象物は、組合員及び被扶養者の所有物に限られます。共用で使用しているものは、各組合員それぞれの損害として判断します。（共用で使用しているものは、組合員各々から請求できます。）

Q57 賃貸物件に住んでいる場合は対象になりますか。

A57 住居とは、組合員が生活の拠点として居住する建造物を指すため、宿舎、借家等は問いませんので対象となります。(なお、別棟に離れ屋、物置、塀等は、住居には含まれないため対象となりません。)

Q58 被扶養者が別居している場合はどうなりますか。

A58 被扶養者の住居及び家財は、組合員の住居及び家財の一部として判断しますので対象となります。

<交通事故等の場合>

13 第三者加害行為について

Q59 休日に運転をしていて、相手のいる事故を起こし、怪我をしたので保険証を使用して医療機関に受診したいのですが、使っているのでしょうか。

A59 公務外の事故の場合、警察と勤務先と共済組合へ連絡をしてください。
基本、相手がいる事故での怪我は、相手方に医療費を請求するものになります。相手方と示談を進める前に、共済組合に事故報告を提出いただくことが条件として保険証の使用を許可することがあります。

<退職する場合>

14 退職後の医療保険について

Q60 退職後加入可能な医療保険制度について教えてください。

A60 退職後に加入する医療保険制度は、各自の進路によって異なりますので、【資料2】を参考にしてください。

Q61 退職後の医療保険は任意継続保険、国民健康保険のどちらに加入するほうが良いのか教えてください。

A61 掛金額だけの比較ではなく、給付内容も考慮してご自身で決めてください。
なお、任意継続保険の給付内容については、退職前とほぼ同様の短期給付(医療給付等)を受けることができます。

<受けられない給付>

傷病手当金、傷病手当金附加金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当です。

ただし、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り、給付を受けることができます。

※ 参考までに、国民健康保険は、前年度の収入額で掛金が決まるため、1年目は任意継続に加入して、退職後2年目で国民健康保険に切り替えることも可能です。

また、国民健康保険は、家族に扶養者がいる場合は、本人及び家族の人数分の保険料を支払う必要がありますが、任意継続組合員に加入すると家族の扶養が認定された場合、組合員本人一人分の保険料を支払うことで家族も健康保険に加入できます。

＜任意継続組合員の加入要件＞

- (1) 退職の前日まで、引続き1年以上（1年と1日以上）の共済組合員加入期間があること。
- (2) 退職日から20日以内に申請書を共済組合へ提出すること。
- (3) 掛金を期日までに払込むこと。

※ 退職（資格喪失）後に、国民健康保険等に参加する場合は、資格喪失証明書が必要になることがあります。その場合は、「資格喪失証明書発行願」（給付様式第4-1号）を提出してください。

＜組合員が死亡した場合＞

15 埋葬料及び遺族の手続きについて

Q62 組合員死亡時、配偶者が喪主となって葬儀を行い、子（被扶養者）がいます。この場合、埋葬料の受給権者は誰になりますか。

A62 受給権者は、被扶養者が優先となります。

この場合、配偶者の方が被扶養者でなければ、被扶養者である子が受給権者となります。

＜参考＞

仮に被扶養者がいない場合は、実際に埋葬を行った者が受給権者となります。

Q63 今まで短期給付金を支給されていましたが、組合員が亡くなった後は支給されなくなりますか。

A63 対象期間分（組合員加入期間中の給付金）は支給されます。

亡くなった組合員の給付金は「遺族(相続人)届出書」の申請者に支給されます。

届出書と共に戸籍謄本の原本を提出してください。非被扶養者の方が遺族となる場合は、同一生計の確認が必要になるため住民票も併せて提出してください。